

行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議の開催等について

1 趣旨

近年、暴力団等反社会的勢力は、その活動実態を不透明化させるとともに、表社会の経済活動を利用して資金を獲得する動きを一段と活発化、多様化させている。これに伴い、資金源の拡大を求めて国や地方の行政機関（公団、公社等を含む）又はその職員を対象とする違法、不当な行為も顕著に見られるようになった。

国の行政機関に対しては、別紙のアンケート調査結果のとおり、地方自治体と同様に、全体の3割が過去に暴力団等の反社会的勢力から不当要求等を受け、そのうちの75%は最近1年間に受けていた。また、その形態も、許認可、指導監督、公金支給等の権限を違法・不当に行使させようとしたり、行政機関やその職員に機関紙（誌）の購読、物品購入等を不当に要求するものが多く見られた。

こうした行政対象暴力は、暴力団等反社会的勢力の資金源を封圧し、その壊滅を図るという観点から、また、行政の健全性、公平性を確保するという観点から、徹底して排除する必要がある。

このため、国においては、2の関係省庁の担当課長等により構成する「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」を開催し、関係省庁が連携しながら、一体となって行政対象暴力の未然防止と排除の徹底を図ることとした。

2 行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議の開催

(1) 開催日時

平成15年7月29日（火）11:00～12:00

(2) 構成省庁等

議 長 警察庁暴力団対策部長

構成員 警察庁、内閣官房、内閣府、防衛施設庁、総務省、法務省、外務省、
財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、社会保険庁、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省の関係課長

（オブザーバー）

日本郵政公社、日本道路公団、自動車検査独立行政法人

3 協議事項

行政対象暴力の実態に関し、相互に情報交換を行うとともに、今後、関係省庁が取るべき以下の措置について協議し、申し合わせることにしている。

(1) 実態把握

地方支分部局等の地方機関を含め、行政対象暴力を受けた場合等の報告・連絡の仕組みを確立するなどして、自省庁に対する行政対象暴力の実態把握に努める。

(2) 排除対策の推進

ア 排除意識の高揚

行政対象暴力の実態及びその対処要領等を職員に周知させるなどして、行政対象暴力を排除する意識の高揚に努める。

イ 組織的対応の確立

行政対象暴力に対しては、組織的に対応することを原則とし、必要に応じて、そのための要領の制定、対応を協議するための機関の設置等の措置を講ずる。

ウ 不当要求防止責任者の選任

行政対象暴力に適切に対処するため、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者を選任し、都道府県暴力追放運動推進センター等が行う責任者講習等を受講させるよう努める。

エ 連絡担当者の指定

行政対象暴力に関する情報交換を円滑に行うため、連絡担当者を指定する。

(3) 情報センターの設置

ア 情報センターの設置

行政対象暴力に関する情報を共有し、対策の効果的な推進を図るため、警察庁に行政対象暴力情報センター（以下「センター」という。）を設置する。

イ センターへの通報

行政対象暴力事案（地方機関に対するものを除く。）を把握したときは、その状況を遅滞なくセンターに通報する。

ウ 情報の提供

センターは、行政対象暴力に関する情報を集約し、適切な時期にその状況を関係省庁に通報するとともに、関係省庁からの照会に応じて、必要な情報の提供を行う。